

○基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（下線の部分は変更部分）

変更案							現 行																																				
第1～第5 （略）							第1～第5 （略）																																				
第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等							第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等																																				
1 日本放送協会の放送							1 日本放送協会の放送																																				
(1) 総合放送（広域放送）							(1) 総合放送（広域放送）																																				
放送対象地域	親 局			中 継 局			放送対象地域	親 局			中 継 局																																
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)																														
関東 広域圏 (注1)	東京	27	10	(栃木)	47	0.1	東京	27	10	(栃木)	47	0.1																															
				宇都宮						47			0.01	宇都宮	47	0.01																											
				日光						47			0.01	日光	47	0.01																											
				大田原						47			0.01	大田原	47	0.01																											
				(群馬)						37			0.1	(群馬)	37	0.005	(群馬)	37	0.005	(群馬)	37	0.1																					
				前橋										37			0.01			前橋			37	0.01																			
				沼田										37			0.005			沼田			37	0.005																			
				(埼玉)										13			0.01			(埼玉)			13	0.01	(埼玉)	13	0.01	(埼玉)	13	0.01													
				秩父																13					0.01			秩父			13	0.01											
				(千葉)																34					0.01			(千葉)			34	0.01	(千葉)	34	0.01	(千葉)	34	0.01					
				銚子																								34					0.01			銚子			34	0.01			
				勝浦																								34					0.01			勝浦			34	0.01			
				東金																								34					0.01			東金			34	0.01			
				(東京)																								27					0.03			(東京)			27	0.03	(東京)	27	0.03
新島	27	0.03	新島	27	0.03																																						
八丈	40	0.01	八丈	40	0.01																																						
(神奈川)	19	0.1	(神奈川)	19	0.1	(神奈川)	19	0.1	(神奈川)		19	0.1																															
平塚			19			0.1			平塚																											19					0.1		
小田原			19			0.01			小田原	19			0.01																														

(注1) 総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県 (2)の(注3)に定める栃木県及び群馬県に係る周波数の使用開始の日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県 を含まないものと し、栃木県及び群馬県に係る周波数の使用については、当該日の前日までに限る。

(注2) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注1) 総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県を含まないものとする。

(注2) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ～ 福島県	(略)					
茨城県	水戸	20	0.3	高萩 筑波	47 49	0.01 0.02
栃木県 (注3)	宇都宮	47	0.1	日光 大田原	47 47	0.01 0.01
群馬県 (注3)	前橋	37	0.1	沼田	37	0.005
新潟県 ～ 沖縄県	(略)					

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(注3) 栃木県及び群馬県に係る周波数の使用については、平成24年4月1日からとする。

(3) 教育放送 (略)

2～3 (略)

第7～第9 (略)

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道 ～ 福島県	(略)					
茨城県	水戸	20	0.3	高萩 筑波	47 49	0.01 0.02
新潟県 ～ 沖縄県	(略)					

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(3) 教育放送 (略)

2～3 (略)

第7～第9 (略)